

入札に関する一般事項

■一般競争入札について

1. 入札の日時等

入札の日時及び場所その他必要な事項は、当社ホームページ上で入札の公告を行い、参加希望者の参加資格審査の結果、参加資格を有すると認定された方のみにも通知いたします。

2. 入札への参加申込

- (1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書を提出してください。
- (2) 参加資格の審査を実施したのち、結果を入札参加希望者に通知します。
- (3) 参加資格が確認された入札参加希望者には、結果の通知とともに、入札の日時等の通知、設計図書等の配布を実施します。
- (4) 参加資格が認められなかった入札参加希望者は、当社に対し、理由の説明を要求することができます。

3. 入札の方法

- (1) 入札参加者は、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等をよく確認し、適正な積算を行い、その金額に基づいて入札を行ってください。
- (2) 入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名、押印してください。
- (3) 入札参加者は、入札書を工事件名、会社名を記載した封筒に入れ、入札箱に投函してください。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を提出してください。この委任状には、委任者及び代理人の押印が必要です。また、代理人の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印してください。

4. 入札辞退

入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまでいつでも入札を辞退することができます。また、告示等で指定された入札時刻に遅れた場合は、入札を辞退したものとみなします。なお、入札を辞退する場合には、次の手続きをしてください。

ただし、入札を辞退した場合でも、辞退を理由に以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

- (1) 入札執行前（入札時刻に遅れた場合を含む。）は、入札辞退届を提出してください。
- (2) 入札執行中は、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を提出、投函してください。

5. 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

6. 入札の延期等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期し、中止し又は取り消すことがあります。

7. 入札書の書換え等の禁止

いったん提出、投函した入札書は、書換え、引換え及び撤回することはできません。

8. 開札

開札への立ち会いは、入札参加者又は代理人（以下「入札者等」という。）以外は認められません。

9. 無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効となります。

- (1)登録に基づく入札参加資格がない者がした入札、又は委任状を持参しない代理人がした入札
- (2)入札書に入札者等の記名押印がなされていない入札
- (3)金額を訂正した入札
- (4)同一入札において、入札者等が2通以上の入札をしたときはその全部の入札
- (5)同一入札において、入札参加者及び代理人がそれぞれ入札をしたときはその双方の入札
- (6)同一入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- (7)入札書記載事項（入札金額、名称、年月日及び入札者等）の漏れ、又は誤記等により内容が確認できない入札
- (8)入札に関し不正の行為をした者の入札
- (9)鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正が容易な筆記具により入札書の記載がなされた入札

10. 落札内定者の決定

入札参加者のうち、基準価格（総価）を下回った価格をもって入札した者のうち、最低制限価格を超え最低の価格で入札した者を落札内定者とします。

11. 価格協議

最終的な契約金額は、落札内定者となった者に対し、さらなる価格の低減が可能かどうか、協議のうえ決定します。

12. 最低制限価格

- (1)低価格入札防止を目的として、最低制限価格を設定します。
- (2)低入札価格調査制度は、適用しません。

13. 再度入札

- (1)開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度、入札を行います。
- (2)最低制限価格を下回った入札をした者は、再度、入札には参加できません。

14. くじによる落札者の決定

- (1)落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上いる場合は、直ちに当該入札者等にくじを引かせて、落札内定者を決定します。
- (2)前項の場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札者等に代わり入札事務に関係のない当社社員にくじを引かせます。

15. 契約書等の提出

- (1)落札者は、当社が指定する様式の契約書等に記名、押印し、当社が指定する期限までに提出しなければなりません。
- (2)落札者が正当な理由なく、当社が指定する期限までに契約書を提出しない場合には、落札を取り消します。その場合、当該落札者は、参加停止措置等により、一定期間入札に参加できなくなることがあります。

16. 調査協力義務

入札参加者は、当社が入札の内容について調査を行うときは、その調査に対して誠実に協力しなければなりません。

17. 入札後の異議の申立て

入札者等は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。